

答 申 第 1 号
令和 3 年 1 月 日

(案)

世田谷区長
保 坂 展 人 様

世田谷区児童福祉審議会
会長 松原 康雄

世田谷区社会的養育推進計画について（答申）

令和 2 年 5 月 2 1 日付け諮問第 1 号により世田谷区児童福祉審議会に諮問された標記の件について、世田谷区児童福祉審議会臨時部会を設置し、慎重に審議を重ねた結果、別添「世田谷区社会的養育推進計画(案)」を取りまとめましたので、答申します。

なお、計画の実行にあたっては、下記の点に留意されますよう付言いたします。

記

- 1 子ども自身が子どもの権利を学び、意見表明の必要性や意義、仕組みを理解し、自らの考えでこれらを利用できるよう、関係機関等と連携した制度周知に取り組むこと。また、子どもは、自らの意向により相談先を主体的に選択できる権利を有することを踏まえ、年齢や環境にあわせたきめ細やかな相談先の情報発信と、より利用しやすい相談方法の開発などに取り組むこと。
- 2 社会情勢の急激な変化により、退所者等の自立がさらに困難を増す中、給付型奨学基金に寄せられた寄附を最大限活用し、着実に退所者等の社会的自立に活かされるよう、速やかにせたがや若者フェアスタート事業の見直しに取り組むこと。また、この見直しにあたっては、事業

開始以降の評価・検証や、当事者等との意見交換を行うことで、より効果的な支援制度の確立を目指すこと。

- 3 里親委託率の目標達成に向けては、相当の工夫と努力が求められる一方、数値目標の達成を至上命題とした運用がなされることは決してあってはならない。里親制度に対する区民の理解促進や、地域で里親家庭を見守り支えるための環境整備、また、個々の子どもに合わせた最適な養育環境を提供できる里親の育成等により目標の達成を図るべきであり、このことを踏まえ、豊富な地域資源を活用した世田谷区らしい取り組みにより、目標達成を目指すこと。
- 4 今後も当事者の意見を聞き、子どもと家庭を取り巻く社会情勢の変化やニーズに対応した適切な基準の制定と運用に努めること。また、国の定める基準や、都・特別区で統一を図っている基準・運営等についても、必要に応じて関係機関へ積極的に見直しを提案し、その実現に向けて率先して取り組むこと。
- 5 区が家庭への養育支援から代替養育まで一貫して社会的養育の体制整備に取り組むにあたっては、常に子どもの最善の利益の観点に立ち、すべての子どもたちがその意見を尊重され、家庭において健やかに養育される地域社会が実現することが期待されている。こうした区民、関係機関、そして当事者である子どもたちの期待に応えるべく、計画の着実な推進に努めること。